支出元独立行政 法人の名称	交付又は支出先法人名称	法人番号	名目·趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費ー口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
								公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益財団法人 日本腎臓財団	3010005017779	年会費	50,000	A会員:50,000 B会員:25,000 個人会員:10,000	令和6年 9月25日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益財団法人 日本中毒情報センター	6050005010703	年会費	10,000	団体会員:100,000 個人会員:10,000	令和6年 8月 5日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益社団法人 日本医師会	5010005004635	年会費等	604,000	A①会員:126,000 A②B会員:64,000 30歳以下:39,000 A②C会員:21,000 B会員:28,000 C会員:6,000円 臨床検査精度管理調査参 加費用:53,000円	8月23日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益社団法人 日本産婦人科医会	5011105004814	年会費	169,000	正会員:36,000円 準会員:18,000円	令和6年 7月31日 8月30日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益社団法人 日本小児科学会	5010005018346	年会費	60,000	年額:10,000	令和6年 8月30日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益社団法人日本人間 ドック・予防医療学会	8010005008609	年会費	5,000	学会年会費 A(医師):10,000 B(医師以外):6,000 C(施設):30,000 実施指定年会費 入会年:100,000 会費:5,000	令和6年 7月31日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益社団法人 日本麻酔科学会	1140005005384	年会費	49,000	年会費:18,000	令和6年 7月31日 9月27日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定

## 令和6年度(第2四半期)における公益法人への会費等の支出状況

支出元独立行政 法人の名称	交付又は支出先法人名称	法人番号	名目·趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
								公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益財団法人 日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療 補償制度	4,944,000	-	令和6年 7月29日 7月31日 8月27日 8月30日 9月27日 9月30日	_	公財	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益財団法人 日本医療機能評価機構		病院機能評価料 申込金	2,758,000	-	令和6年 9月30日	-	公財	国認定

## 【記載要領】

- (注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
- (注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
- (注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
- ※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。